

「計画の実効性を確保する方策」項目一覧

(参考)実効性確保策の記述の根拠

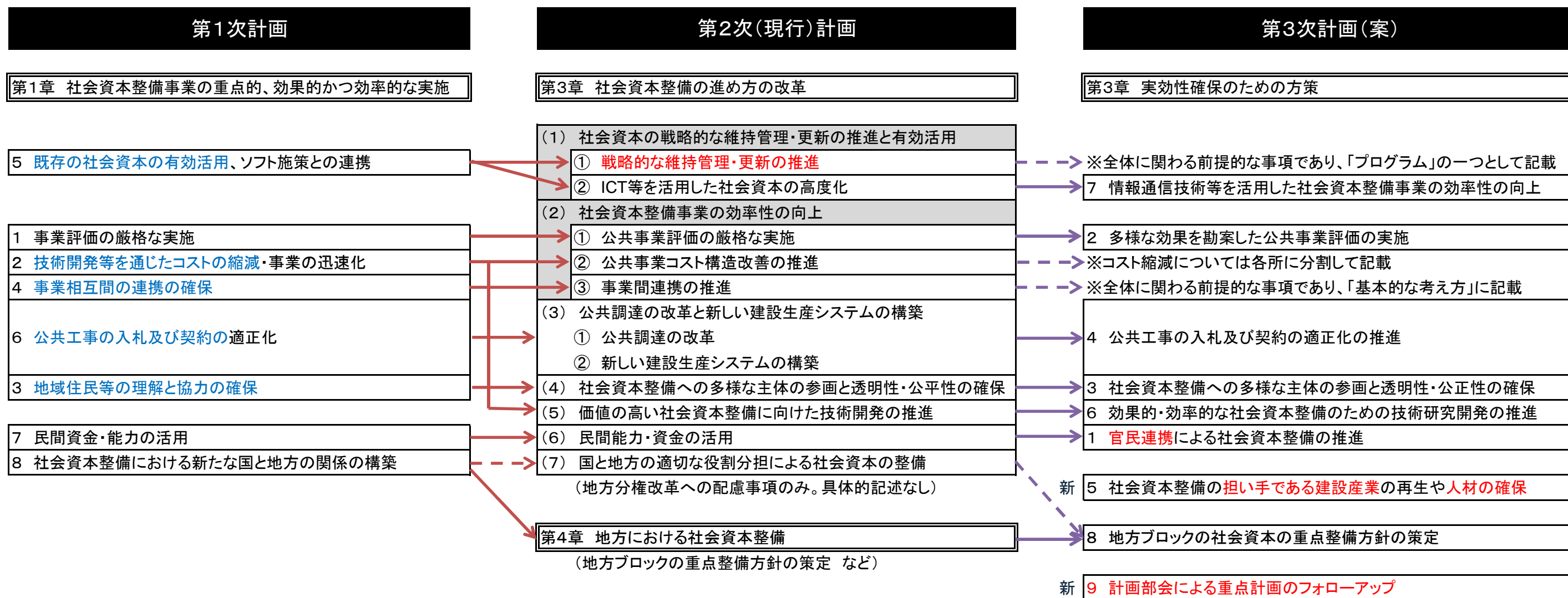
○社会資本整備重点計画法

第四条第三項第三号

地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減

その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

○これまでの計画での「実効性確保」関連項目の対応表



主な修正ポイント

- ・維持管理更新の重要性を踏まえ、従来「有効活用」の中に含まれていた戦略的維持管理に関する項目を分離するとともに、冒頭に項立て。
- ・技術開発を、コスト縮減の一方策とするのではなく、単独で項立て。

主な修正ポイント

- ・維持更新や事業間連携は前提条件であり、前段で記述。
- ・官民連携推進の重要性の増大を踏まえ、冒頭に項立て。
- ・担い手、人材確保について、新たに項立て。

※青字は重点計画法において、具体的に示されている事項

※赤字は主な変更点